

公益認定等委員会だより



平成24年度の公益法人への寄附金収入総額は計約2,200億円となっています。今後とも皆様とともに、民による公益活動を支える寄附文化の醸成に努めてまいりたいと思います。
(2ページ参照)

▼近年のBELCA賞受賞建築物の例



公益法人の活動紹介

33

※詳しくはp5をご覧ください

目次

- P2... 寄附金による公益活動に向けて
- P3... 財産管理のポイント
- P4... 事業計画書等の提出について
- P5... 公益法人の活動紹介
「公益社団法人
ロングライフビル推進協会」
- P6... 申請サポートに
関する情報・その他
お知らせ

■公益社団法人

ロングライフビル推進協会(BELCA)

建築物を資産として有効利用しつつ、そのロングライフ化に努め、持続可能な社会の形成に貢献します。

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数(注)
内閣府	社団	726	92	1,057
	財団	1,498	274	847
都道府県	社団	3,124	87	4,928
	財団	3,361	345	2,531
合計		8,709	798	9,363

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成26年2月28日現在)



より詳しい公益法人制度の内容や申請手続についてはホームページをご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



寄附金による 公益活動に向けて

公益法人の活動を支えていくうえで、広く個人や企業からの寄附を募ることは重要です。公益法人がより寄附を集めやすくするため、法律で寄附者に対する税制上の優遇措置を設けられていますが、ここでは、寄附を集めたいけどノウハウがない、または、これから今以上に寄附集めに取り組んでいこうと考えている法人の皆様の参考となるよう、寄附集めに積極的に取り組んでいる法人の事例を紹介していきたいと思ひます。

☆公益法人の寄附税制についてはこちらをご覧ください
https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/zeisei.html

「寄附金付自動販売機」の設置



公益社団法人 被害者サポートセンターあいち

公益社団法人被害者サポートセンターあいちでは、平成25年4月より愛知県内の企業の協力を得て、犯罪被害者支援のための寄附金付自動販売機を設置し、広く一般からの寄付を募っています。

飲料を1本買うごとに2円寄附される仕組みで、現在愛知県内に4台設置されており、当面は50台、ゆくゆくは300台を目標に、設置の拡大を目指していくということです。

設置した自動販売機は法人の資金集めの手段としてだけでなく、法人の認知度を上げるための広報媒体にもなっています。

企業が事務所を間借りしているために自動販売機を設置できるスペースがなく、なかなか設置が進まないこともありましたが、実際に設置した企業からは、自動販売機を設置したことで、職員の社会貢献に対する意識が高まったという声が聞かれたということです。

(文責：公益認定等委員会事務局)



■自動販売機を設置した企業に対して法人から感謝状を送る様子

★募集!

公益認定等委員会だよりでは、寄附集めについて積極的に取り組んでいる法人を紹介してまいります。貴法人の創意に基づく取組を紹介してみませんか?是非ご応募ください。

<問い合わせ先>

(TEL) 03-5403-9533 (メール) koeki-info@cao.go.jp

財産管理のポイント

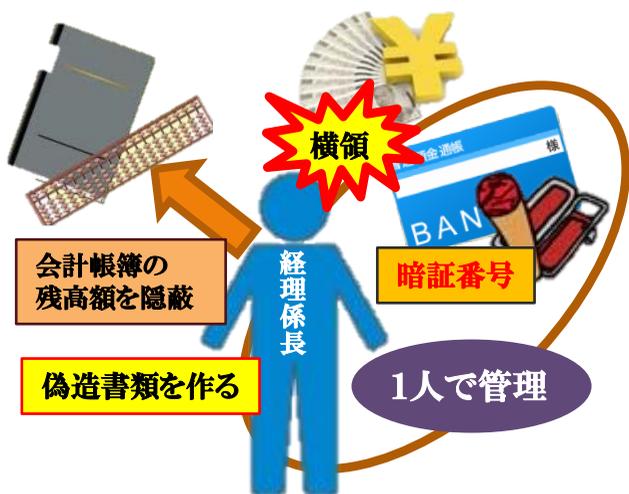
今回は、複数の支部を抱える公益社団法人で実際に発生した横領事件を題材に、支部の財産管理方法について考えてみたいと思います。

■B社団法人のケース

B法人は、本部以外に全国に多数の支部を有する公益社団法人。多くの職員を抱える比較的大規模な法人。

C支部の経理係長が、不正な経理操作をすることにより支部の財産を横領

- 各支部に経理担当職員を配置し、日常的な出納・経理業務は支部ごとに実施。
- 横領は数年間にわたり、横領された金額も計数千万円に及んだ。
- 経理係長は、横領財産を遊興費に浪費し、法人は損害賠償訴訟をするも、回復の見込みはない。



出納担当者と経理担当者が同じ



発生原因

▲帳簿上の残高と預金の実際の残高の照合作業が不相当であった。

事業の対価収入として受領した現預金の一部を横領し、横領額と同額を未収入金として経理処理することで会計帳簿上は隠蔽操作していた。架空の未収入金を積み上げることで、結果として未収入金残高が異常に多額となったが、法人はこの原因について、十分な調査をしなかった。未収入金を使った隠蔽が困難になったのちも横領を続け、今度は預金不足額を隠蔽するため、残高証明書を偽造し、帳簿残高と帳尻を合わせていた。それによって損害額は拡大した。

▲財産管理の方法が不相当であった。

通帳と銀行届出印やキャッシュカード(暗証番号も含む。)の管理は事実上経理係長に委ねられており、横領を誘発する状況があった。

▲出納担当者と経理担当者が同一人であったことから、出納結果を正しく記帳せず、横領を隠蔽することが容易であった。



対策

■法人では、預金管理規程において、通帳と銀行届出印等の別保管や出納前後の会計伝票の支部責任者の承認等のチェック体制について定められていた。

規定通りの運用をしていれば、本件のような横領は未然に防げた可能性が高い。内部統制に関するルール of 遵守について **支部長や理事等の管理者の意識改革**が必要である。また、残高証明書の偽造を見破るのは困難な場合もあるため、例えば **残高証明書を本部の財務担当理事が直接入手するという方法**で、偽造できないようにするなど、リスクを低減させる方法を採用する必要がある。

■異常点発見後の深度のある調査の実施

各支部は本部の監査部門から定期的に監査を受けることとなっている。C支部はその定期監査において、未収入金の異常な残高について指摘を受けていた。その際に十分な原因分析を行っていたら、事件の早期発見につながったのではないかと。支部等を多く抱える法人の場合、支部の個々の業務状況について本部では目の届かない点も多い。**監査部門の監査のみならず、監事監査も含めて、異常点については徹底して原因分析をする**といった深度のある調査を実施すべきである。

先月号でも記載しましたが、経理担当の職員を横領や不正を起こさせる環境におくことは避ける必要があります。支部を持つ法人の場合、職員の顔が見えない分、内部管理方法の規程化、運用の徹底が強く求められます。

事業計画書等の提出について

公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに「事業計画書等」を行政庁に提出するとともに、法令で定める書類を事務所に備え置く必要があります。(4月から事業年度が始まる公益法人の場合、平成26年度分は、3月31日(月)が提出期限となります。)

「事業計画書等」とは：事業計画書、収支予算書(※)、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類等
(※)収支予算書には、損益計算ベースでかつ事業別に区分された収支予算の数値が記載されている必要があります。



事業計画書等は、公益法人の事業運営について透明性を確保するとともに、その説明責任を果たすために重要な書類ですので、必ず提出期限内に提出するようお願いいたします。

事業報告等については、法律により毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁へ提出する必要があります。社員総会又は評議員会の承認等が必要な事項も含まれていますので、計画的に準備をお願いします。



定期提出書類の提出がない場合は、50万円以下の過料の処罰の対象となるほか、公益認定の取消事由(公益認定法違反)にも当たりますので、十分御留意ください。

なお、事業の実施に当たり、事業内容に変更がある場合は、変更認定又は変更届が必要ですので、早めに行政庁に御相談ください。



定期提出書類の作成と行政庁への提出及び法人事務所への備え置きについての詳細は、公益法人information(トップページ→申請様式・手引き)『定期提出書類の手引き公益法人編』を御覧ください。

事業計画書等は、事業年度開始の日の前日が提出期限です！

～公益社団法人ロングライフビル推進協会(BELCA)～ 内閣府認定



公益社団法人ロングライフビル推進協会(BELCA^注)は、ビルやマンションなどの建築物のロングライフ化に関する事業を行い、地域社会の健全な発展及び災害の防止ならびに地球環境の保全に寄与することを目的に活動しています。

ビルのロングライフ化は、省資源、省エネルギーなどの面から持続可能な社会の形成にとって不可欠であることはいうまでもありません。個々の建物所有者にとっても、建物の収益性や資産価値の保持・向上に大きなメリットがあります。近年、建築物の「長寿命化」という概念は一定程度浸透してきましたが、長寿命化の取り組みの一層の推進が求められています。

当協会は平成元年の設立以来20年以上に亘り、建築物のロングライフ化に不可欠な人材の育成、ロングライフ化に必要な調査研究とその成果の発信、そして優れた建築物の表彰や耐震診断の評価といった幅広い活動を行ってまいりました。平成22年には公益社団法人の認定を受け、ロングライフ化の取り組みをさらに加速させています。(注)Building and Equipment Long-life Cycle Association

■活動内容

●人材育成事業

建築物の外壁等を診断する「建築仕上診断技術者(ビルディングドクター<非構造>)」、電気や空調機器などを診断する「建築設備診断技術者(ビルディングドクター<建築設備>)」及び建築物の維持保全計画を作り、その計画を実行する「建築・設備総合管理技術者」の3種の資格者を育成しています。合計で約1万人のこれらの技術者が建築物のロングライフ化の最前線で活躍しています。



▲建築仕上診断技術者による外壁診断



●評価・表彰事業

ロングライフな建築物や優れた改修を実施した建築物の関係者を「BELCA賞」として平成3年から表彰しています。これまでに226件を表彰しており、ロングライフな建築物の関係者を顕彰する賞として定着しています(表紙写真参照)。

また、耐震診断の診断結果の評価や耐震改修を行う計画の評定等の事業を通じて建築物のロングライフ化を支援しています。

●調査研究・情報発信事業

建築物をロングライフ化するために必要なデータの収集や調査研究事業を行い、蓄積した情報やデータは機関誌「BELCA NEWS」やホームページ(<http://www.belca.or.jp/>)で公開しています。また、技術的な基準やロングライフ化に必要な知見等を出版物にまとめ出版するとともに、セミナー等の情報発信を行っています。



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口■

<窓口相談>(要事前申込)

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

※4月の窓口相談は、3月6日(木)まで募集中です。

<基礎的研修会の開催>(要事前申込)

公益認定申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。次回は3月20日(木)に開催します。

(電話) 03-5403-9558 又は9548

(FAX) 03-5403-0231

(メール) akio.nishimori@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

(☎) 03-5403-9669

(時間) 平日10時~16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人■

<民間の専門家を活用した相談会>

(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。次回は、3月18日(火)に東京で開催します(申込〆切は3月7日(金))。

※詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■その他のサポート■

<業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

(電話) 03-5403-9558 又は9548

(FAX) 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。



移行認定申請中の特例民法法人の皆様へ

公益法人への移行をめざして移行認定申請中の特例民法法人は、行政庁からの認定・不認定の処分を受ける前(審査中)であれば、並行して一般法人への移行認可申請を行うことも可能です。

並行して認可申請を行うことを検討する場合は、申請先行政庁の担当者に御一報ください。

【参考】整備法^(※)第116条

(移行期間満了後における認可の申請の特例)

第116条 前条第二項の規定にかかわらず、第四十四条の認定の申請をした特例民法法人は、移行期間の満了の日後において当該申請に対する処分がされていないときに限り、第四十五条の認可の申請をすることができる。

(※)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)

募集! ホームページおよび委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌(月1回発行)および「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください! 現在は、64法人の活動を紹介しており、随時更新予定です。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。



●「公益法人information」トップページから、公益法人の活動紹介を御覧ください。活動紹介を希望する法人を随時募集しています。

■本件問合せ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係
(電話) 03-5403-9533
e-mail: koueki-info@cao.go.jp